

第1期狭山市社会福祉協議会 発展・強化計画

(令和4年度～令和7年度)

人が人を**さ**さえ みんなに**や**さしい 元気な**ま**ち



受け止めて 一緒に考え 歩き出す 狭山市社協

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

令和4年3月

はじめに

第1期狭山市社会福祉協議会 発展・強化計画の策定にあたって

令和3年度からの「第4期狭山市地域福祉活動計画」の中で、社協発展・強化計画を別途策定するものと位置付け、地域福祉の推進、人材育成、業務の効率化などガバナンスへの取り組みやその方向性について、初の「社協発展・強化計画」の策定に取り組みました。

本計画は、狭山市社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として、組織体制・事業運営について4本の基本方針を明確に定め、地域共生社会の実現を目指すものです。

また、同3年4月には、成年後見制度利用促進法に基づいた「中核機関」として「さやま成年後見センター」が狭山市から受任し、地域包括支援センターをはじめ関係機関とのネットワークにより判断能力が不十分な状態になった方への相談・支援事業を開始しました。

さらに、コロナ禍での生活困窮者への支援の実施や各地区に11名のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で包括的な支援を行い、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への迅速な対応に努めてまいりました。

こうした地域課題の解決力強化や既存事業の評価、働きやすい職場環境の整備、持続可能な経営基盤等について、策定検討職員会議や職員意見交換会で協議を重ね、基本方針をまとめ「地域福祉活動推進会議」、「理事会」、「評議員会」にご提案し、委員皆様からご意見を賜り、ご理解をいただきました。

今回定めた行動指針は、CSWとしての活動を重視していることを表しています。特に、行動指針（受け止めて 一緒に考え 歩き出す 狭山社協）の実践は、市民や社会福祉関係機関、行政からの信頼に繋がるものと考えております。

そして、職員一人ひとりには、「具体的な取り組み」について、市民をはじめ、各団体や関係機関のご理解とご支援のもと、事業の推進に努めていただきたいと思います。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、役員の方々をはじめ地域福祉活動推進会議委員、原案策定に携わった職員の皆様に御礼申し上げます。

令和4年3月吉日

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会
会 長 梅 田 実

目 次

はじめに

I	計画の概要	
1	計画策定の背景	・・・ 1
2	計画策定の目的	・・・ 2
3	地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係	・・・ 3
4	地域福祉、地域共生社会とSDGsとの関係	・・・ 3
5	計画期間	・・・ 4
6	計画の進行管理	・・・ 4
II	計画の体系（全体像）	
1	基本理念	・・・ 7
2	基本方針	・・・ 8
3	行動指針	・・・ 8
III	重点項目の取り組み	
1	CSWによる総合相談と包括的な支援の推進	・・・ 9
2	さやまプロジェクトの推進（「連携・協働」の機会の促進）	・・・ 10
3	ふくし教育の推進	・・・ 11
4	広報活動・情報発信力の強化	・・・ 12
5	社協内連携による職員の専門性・知識の向上	・・・ 13
6	業務の合理化・効率化	・・・ 14
7	一般事業主行動計画の推進	・・・ 15
8	BCP（事業継続計画）の策定	・・・ 16
9	財源の確保	・・・ 17
IV	資料	
1	狭山市社会福祉協議会 組織図（令和3年4月1日現在）	・・・ 18
2	社協職員行動原則ー私たちがめざす職員像ー	・・・ 19

I 計画の概要

1 計画策定の背景

現在の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、平成19年に財団法人狭山ささえあい福祉公社（※1）と統合する中で、地域福祉の方向性や課題を改めて確認し、事業の拡充に向けて努めているところです。この間、本会の役割の一つとして、地域福祉への住民参加の促進を目的に、平成19年度に第1期地域福祉活動計画を策定しています。その後、平成24年度からの第2期、平成27年度からの第3期、令和3年度からの第4期計画へ引き継ぎながら事業を実施しています。

「第4期狭山市地域福祉活動計画」では、狭山市が策定した「第4期狭山市地域福祉計画」と連携し、地域住民のつながりを深め、地域福祉活動を活性化させるための地域福祉活動団体の取り組みを推進するとともに、地域住民と本会とが協働して取り組む4つの「さやまプロジェクト」を展開していくこととしております。

一方で、本会の基盤強化を目的とした「社会福祉協議会（以下「社協」という。）発展・強化計画」（※2）については、これまで地域福祉活動計画の一部として計画を推進してきた経緯があり、個別に策定をしておりませんでした。本会の基盤強化の計画性をより明確にし、更なる地域福祉の推進を図るため、第4期狭山市地域福祉活動計画において、別途、策定することといたしました。

（※1）財団法人狭山ささえあい福祉公社

高齢者・障害者等の生活の充実を図るため、住民参加型在宅福祉サービスや介護保険事業等を実施していた財団法人（設立：平成11年7月、解散：平成19年3月）。なお、財団法人狭山ささえあい福祉公社で行っていた事業や財産は、平成19年4月から本会が引き継いでいます。

（※2）「社協発展・強化計画」

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が令和2年7月に第2次改定した「市区町村社協経営指針」において、これからの組織のすすむべき方向性を協議し、具体的な戦略をもって経営を行う上でも「社協発展・強化計画」等の策定推進が示されています。

2 計画策定の目的

本会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民や福祉関係団体等との協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを進めることを使命としています。

社協発展・強化計画は、社協としての使命を達成するために、様々な関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」（プラットフォーム）である社協の組織経営や社会福祉法第4条（※3）に規定する地域福祉の推進を目的とした計画です。

本計画書は、これまでの狭山市地域福祉活動計画の中での本会の基盤強化から一歩進み、今後の地域福祉の推進と地域共生社会（※4）の実現に向けた基盤強化（組織体制・人材育成・事業運営等）のための計画として、「第1期狭山市社会福祉協議会発展・強化計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

（※3）社会福祉法第4条

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

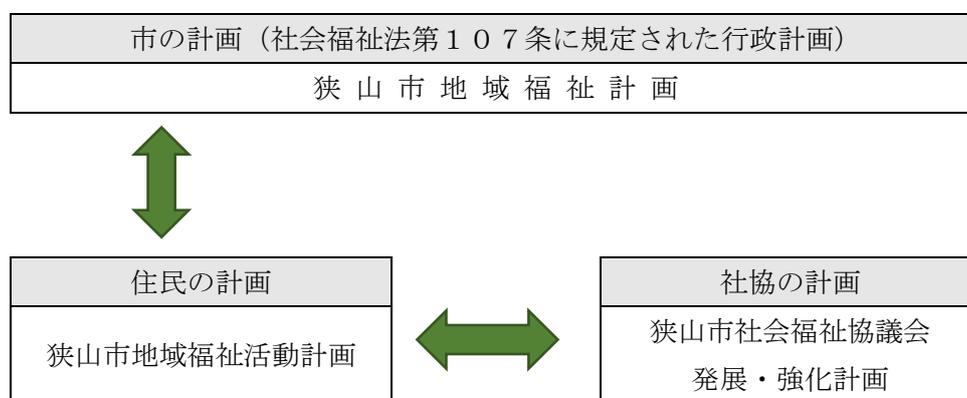
（※4）地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す考え方のこと。

3 地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係

狭山市の「第4期狭山市地域福祉計画」は、地域福祉の推進に向けた理念をはじめ、狭山市、本会、地域の役割を示す行政計画として策定されています。また、本会の「第4期狭山市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的に、地域住民や地域福祉活動団体、社会福祉法人等が地域での具体的な取り組みを示す活動計画として策定しています。

本計画は、「第4期狭山市地域福祉計画」での役割と「第4期狭山市地域福祉活動計画」での取り組みを推進する上で、本会が地域福祉推進の中核的組織として必要な基盤強化と地域福祉活動について示した計画とします。



4 地域福祉、地域共生社会とSDGsとの関係

SDGs（※5）は「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、地域福祉の理念と近いことから、地域福祉と連携することでより大きな成果につながる可能性があります。

本計画が目指す地域福祉の推進や地域共生社会の実現を図るには、その基盤となる地域住民が生活する地域社会を持続させていくことが大切です。その「持続可能な目標」に向けて進めていく上で、これからの地域福祉は、SDGsの取り組みとの関係性について併せて考えていくことが重要となります。

（※5）SDGs

2015年に国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称のこと。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

5 計画期間

本計画の期間は、第4期狭山市地域福祉計画、第4期狭山市地域福祉活動計画との整合性を図るため、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(計画名)	(年度)				
	3	4	5	6	7
第1期狭山市社会福祉協議会 発展・強化計画	検討・ 策定	→			
第4期狭山市地域福祉計画	→				
第4期狭山市地域福祉活動計画	→				

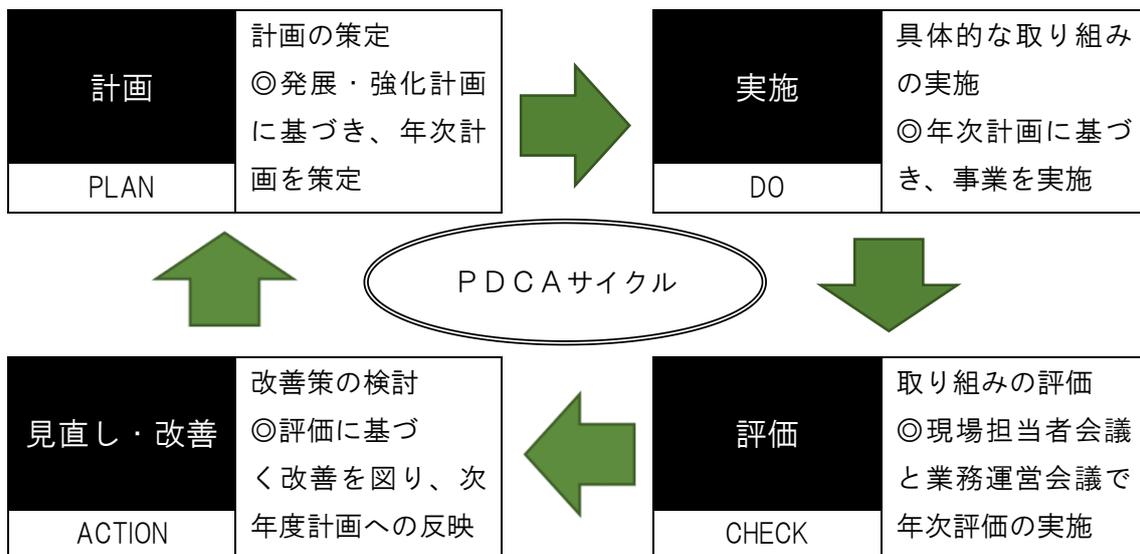
6 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルを基本としながら、各部署で事業推進に取り組みます。

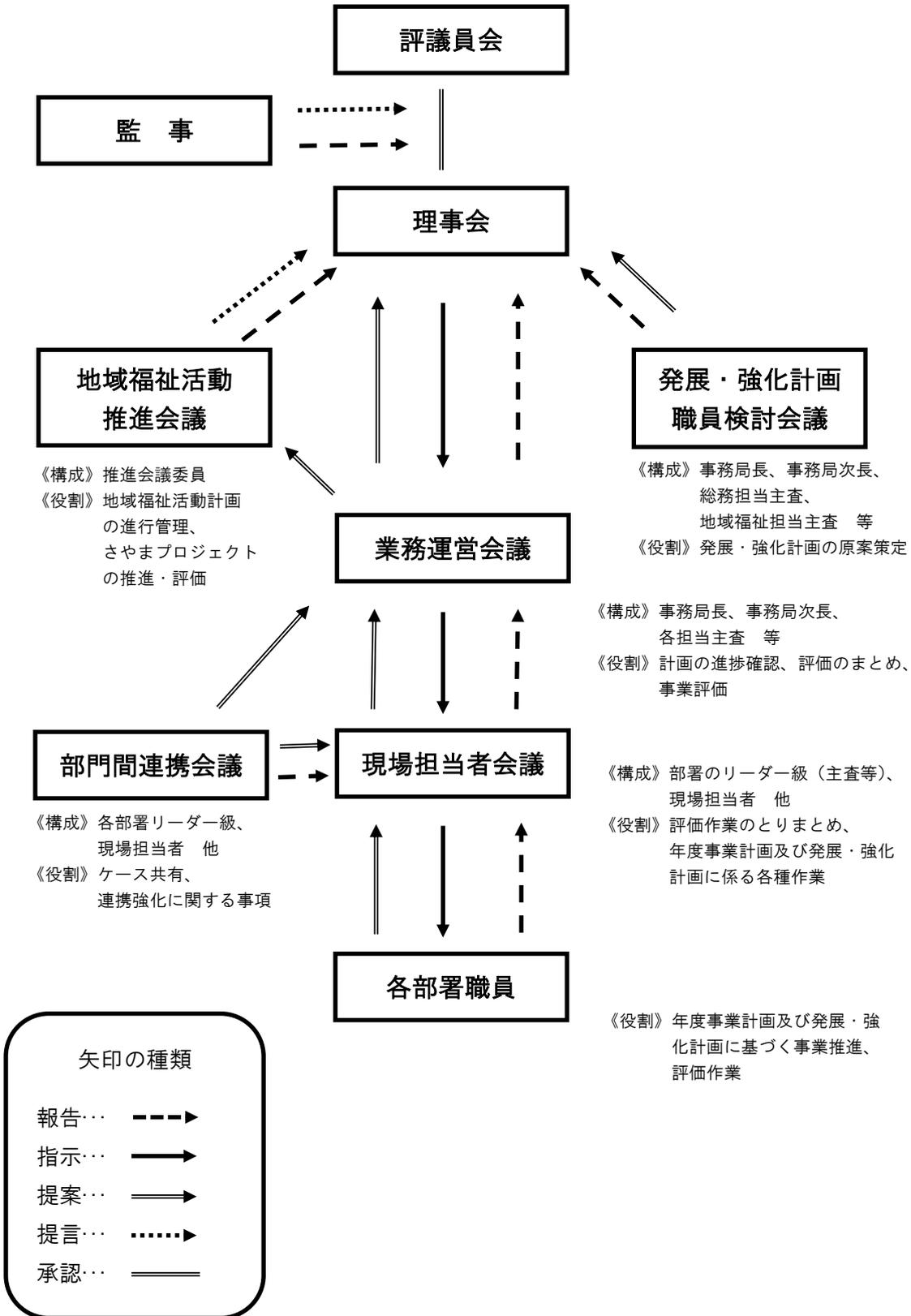
そして、計画の進行管理は、本会事務局の主査職以上から構成する「業務運営会議」と各部署の「現場担当者会議」が担います。

「業務運営会議」にて行った重点項目などの事業評価を基に、理事会・評議員会にて今後の方向性について協議を進めます。

【PDCAサイクル】



【進行管理体制図】



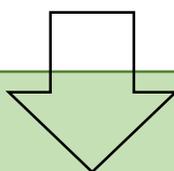
Ⅱ 計画の体系（全体像）

1 【基本理念】

人が人を **さ**さえ みんなに **や**さしい 元気な **ま**ち

2 【基本方針】

基本方針	重点項目
(1) 包括的な支援体制づくりの推進	1 CSWによる総合相談と包括的な支援の推進
	2 さやまプロジェクトの推進 （「連携・協働」の機会の促進）
(2) 地域福祉を担う人材の育成と確保	3 ふくし教育の推進
	4 広報活動・情報発信力の強化
	5 社協内連携による職員の専門性・知識の向上
(3) 働きやすい職場環境の整備	6 業務の合理化・効率化
	7 一般事業主行動計画の推進
(4) 経営基盤の強化	8 BCP（事業継続計画）の策定
	9 財源の確保



3 【行動指針】

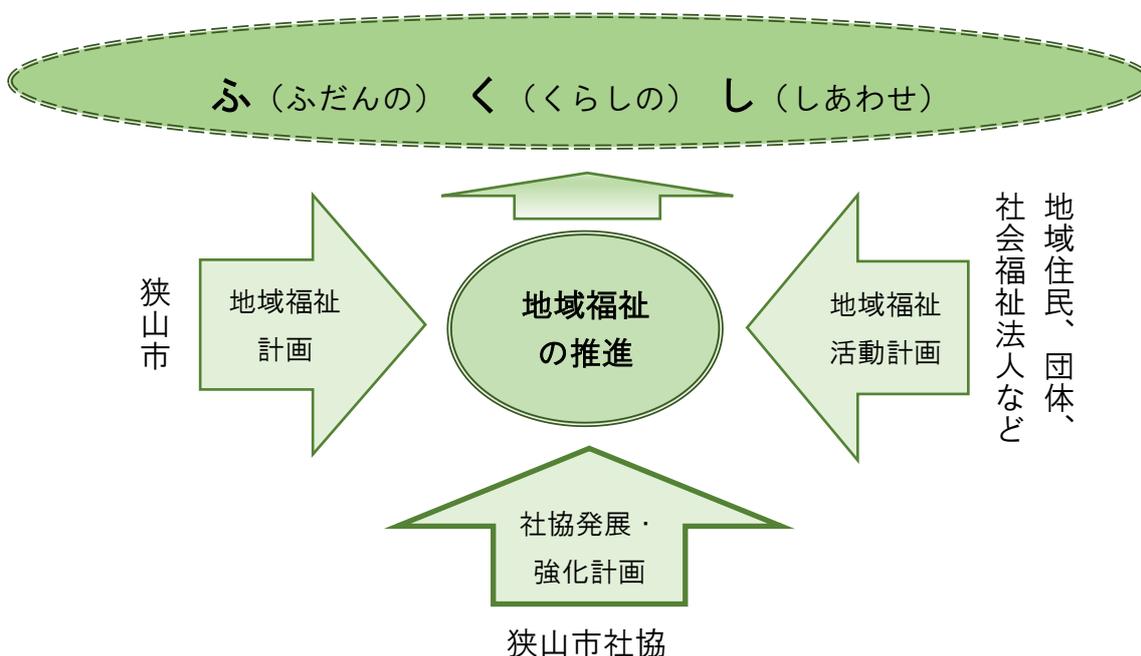
受け止めて 一緒に考え 歩き出す 狭山市社協

1 基本理念

「人が人をささえ みんなにやさしい 元気なまち」

本計画の基本理念は、第4期狭山市地域福祉計画、第4期狭山市地域福祉活動計画の基本理念と共通するものとして定めています。

3つの地域福祉に関連する計画が基本理念を共通して、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図ることで、「ふ（ふだんの） く（くらしの） し（しあわせ）」（※6）を進めていきます。



（※6）ふ（ふだんの） く（くらしの） し（しあわせ）

地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などで使う「福祉」という言葉は、本来は「福」の字も「祉」の字も「しあわせ」を意味していますが、「してあげる」や「与えられる」といった弱者救済のイメージを持つ人もいます。そこで、「福祉」を平仮名で「ふくし」と記述し、「『ふ』だんの、『く』らしの、『し』あわせ」と言い換え、誰もが共通した「しあわせ」の意味を持つ言葉として埼玉県福祉教育から広がった言葉です。

普段の暮らしの主人公は、他の誰でもない「わたし」です。普段の暮らしを幸せにするためには、「わたし」自身が幸せであることが不可欠です。この「わたし」からはじまって、家族がいて、友達がいて、学校があり、ご近所があって、と同心円に広がっていくと、他人事ではない、「わたし発のふくし」がはじめられます。これからの地域づくりを考えていくためには、「ふくし」を進めていくことが大切とされています。

2 基本方針

全国社会福祉協議会が作成した「市町村社協経営指針」では、市町村社協の今後の組織運営のポイントとして「あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）」、「市町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編」、「市町村圏域を超えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進」が上げられています。

それらを考慮し、本会が目指すべき基本理念を実現するため、中長期の事業運営・組織運営等の方針として基本方針を位置付けます。

基本方針（１） 包括的な支援体制づくりの推進

基本方針（２） 地域福祉を担う人材の育成と確保

基本方針（３） 働きやすい職場環境の整備

基本方針（４） 経営基盤の強化

3 行動指針

「受け止めて 一緒に考え 歩き出す 狭山市社協」

全国社会福祉協議会が作成した社協職員行動原則（※7）では、社協職員としての価値観や使命感について「尊厳の尊重と自立支援」、「福祉コミュニティづくり」、「住民参加と連携・協働」、「地域福祉の基盤づくり」、「自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神」、「法令順守、説明責任」が定められています。

地域福祉を推進する中核的な組織である社協の職員として、それらを踏まえ本会職員一人ひとりが業務遂行にあたり基本理念の達成を意識し、基本方針に基づく重点項目を推進していくための土台として行動指針を設定しました。

（※7）社協職員行動原則

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が、社協職員としてのアイデンティティ確立を図るため、平成23年に「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」として策定したものの。社協職員が共有し、そして社協職員一人ひとりが主体的に取り組むべき課題やめざすべきあり方を、社協職員はもとより、社協内外の関係者に対して明文化し、社協活動の活性化を図ることを目的としています。

Ⅲ 重点項目の取り組み

基本方針（１） 包括的な支援体制づくりの推進

１ ＣＳＷによる総合相談と包括的な支援の推進

社会構造の変革等により、地域住民が抱える生活課題が複合化・複雑化し、従来の属性別の支援体制では対応が困難な状況が増えています。

本会では、平成31年度から支部社協の担当職員をＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）（※8）として配置（兼務）し、地域支援と個別支援を進めています。今後、より活動の場を広げるために、各地域でＣＳＷによる総合相談を実施し、入口としての「断らない相談」として対応していきます。併せて、出口としての課題解決につなげるため、本会内部の連携の強化を進めるとともに、相談から見えてきた地域生活課題に対する社会資源の開発について検討していきます。

【具体的な取り組み】

- モデル地区でのＣＳＷによる総合相談
 - ・地区センターと協力し、ＣＳＷによる総合相談を行うモデル地区を選定し、定期的な総合相談を実施します。
- 情報共有・ケース検討を中心とした部門間連携会議（月1回）の立ち上げ
 - ・モデル地区での総合相談での結果については、モデル地区を広げる際にも役立つことから、ＣＳＷ同士の情報共有の場を整備します。
 - ・特にＣＳＷや事業担当だけで課題解決を図ることが難しい相談については、所属職員が柔軟に参加できるような情報共有・ケース検討を中心とした部門間連携会議を立ち上げるなど、本会内部の連携の仕組みを整備します。
- 社会資源の開発
 - ・総合相談を進める中で見えてきた地域生活課題に対して、既存事業の見直しや新たな取り組みの検討・開発を進めます。

（※8）ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）

地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている方を発見し、支援します。従来の制度や法の枠組みでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」で困りごとを抱える人に寄り添いながら、ニーズの共通性に着目し、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と協働して新しい仕組みづくりに取り組む専門職です。

2 さやまプロジェクトの推進（「連携・協働」の機会の促進）

本会は、地域の中で支援につながらずに困っている方を発見し支援を行うCSWの配置、各種相談事業を展開しています。従来の制度や法の枠組み中では十分に対応できない「制度の狭間」で困りごとを抱える人に寄り添いながらニーズの関連性に着目し、関係機関・団体と連携・協働をして支援を実施します。また、地域生活課題の解決に向け、支援される人・支援する人という枠を超えた「お互い様」という意識のもとで、地域住民や今まで以上に社会福祉法人・福祉施設をはじめとする関係機関・団体と連携・協働し、それぞれの役割を認識した事業（地域福祉活動計画で定めた「さやまプロジェクト」（※9））を展開します。

【具体的な取り組み】

- 地域生活課題に取り組む団体同士の連携・協働の場の立ち上げ・推進
 - ・地域生活課題に取り組む団体同士の横のつながりをつくるとともに、CSWとの関係を築くため、団体同士の連携・協働の場を立ち上げます。
 - ・既存の団体同士の連携・協働の場について、CSWとの関係を築き、地域生活課題の解決につながるよう推進します。
- ふくし人材との連携・協働による地域生活課題への取り組みの検討
 - ・社会福祉法人や企業の社会貢献などの仕組みと連携・協働し、ふくし人材として地域生活課題に取り組んでもらえるような仕掛けを検討します。
- 福祉圏域における地域福祉のプラットフォーム（※10）での情報共有
 - ・地域生活課題については、福祉圏域における地域福祉のプラットフォームの中で、住民参加を基本に専門職や本会職員の参加の機会を増やし、情報共有を図り、地域生活課題を地域で解決していく仕組みを検討できるよう働きかけます。
 - ・福祉圏域における地域福祉のプラットフォームづくりを進める中で、支部社会福祉協議会や第2層協議体の役割を整理できるよう検討します。

（※9）さやまプロジェクト

第4期狭山市地域福祉活動計画の4つの基本目標をもとにした地域の活動・取り組みを総合的に後押しするために、本会が地域住民や地域福祉活動団体の皆様と一緒に取り組む4つのプロジェクトを「さやまプロジェクト」と名付けて推進しています。

（※10）プラットフォーム

「ネットワーク」はお互いが「網状の組織」のようにつながったものであるのに対して、「プラットフォーム」はそのつながりを支える「基盤」「土台」「システム」を指します。地域生活課題に対して、様々な地域資源が一体化して解決にあたる必要があることから、「プラットフォーム」づくりが求められています。

基本方針（２） 地域福祉を担う人材の育成と確保

３ ふくし教育の推進

既存の地域福祉活動団体において、地域福祉活動の担い手不足に加え、構成員の高齢化や固定化が課題になっています。また、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、地域福祉活動の休止期間が生じたことに伴い、地域福祉の活動者が減少しています。

地域福祉の推進を図る人材を育成していくための福祉教育については、「地域福祉（社協活動）は、福祉教育に始まり、福祉教育に終わる。」という言葉があるほど、地域福祉の推進を図る上では重要な取り組みです。従来の福祉教育から幅を広げ、福祉を学ぶ場づくりでもある「ふくし教育」を推進することで、幅広い人材に関わってもらい、地域福祉を担う人材の育成と確保に努めます。

【具体的な取り組み】

- 誰もが参加できるボランティア企画の実施
 - ・「あいサポート運動」（※１１）や、例えば「コーヒーの淹れ方講座」からコーヒーサロンにつながるなど、自身の生活の役に立ちつつ、仲間づくりと社会貢献ができるような人材育成の場として、気軽に無理なく参加できる入り口としてのボランティア企画を実施し、また、終了後のフォローも行うことで地域住民の「ふくし」への関心を高めます。
- 新たなニーズに合ったボランティア活動の提案
 - ・地域共生社会の実現に向けて、農業・教育・情報通信・建築・動植物の世話など従来の福祉とは異なる分野との連携・協働によるボランティア活動（有償のボランティア活動や企業向けのボランティア活動を含む様々な形でのボランティア活動）を提案し、地域住民の「ふくし」への関心を高めます。
- 災害時対応を視野に入れた平時からの協力体制の構築
 - ・青年会議所や企業・学校などと災害時対応を視野に入れた協力体制の構築を図る中で、平時の「ふくし」にも関わってもらえる仕組みを検討します。

（※１１）あいサポート運動

誰もが様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践するための研修のこと。鳥取県から取り組みが始まり、狭山市でも令和元年度から本会が受託する形で推進しています。

4 広報活動・情報発信力の強化

本会の地域住民への広報活動については、市内の全世帯を対象にした広報誌の発行をはじめ、ホームページ、Facebook、YouTubeなどを活用した取り組みも行っていますが、閲覧・視聴件数が伸びていない状況です。

そのため、見る人や情報を探す人視点での広報活動や情報発信の在り方について検討を進め、見てもらいやすい広報活動・情報発信に努めます。併せて、情報を得ることが難しい地域住民に対する情報提供の在り方についても検討を進めます。

【具体的な取り組み】

●ホームページのリニューアル

- ・スマートフォンでの閲覧に対応できるホームページにリニューアルするとともに、掲載情報の探し方についても配慮したものに見直します。
- ・支部社会福祉協議会や第2層協議体などが発行する広報紙を本会ホームページに掲載できるようにするなど、地域住民主体の地域福祉活動の啓発に努めます。

●見る人を意識した情報発信

- ・小・中学生から大学生や社会人、更には自治会や民生委員・児童委員など、情報を受け取って欲しい人の年齢層や属性等によって情報発信の手段を変えるなど、見る人を意識した広報活動の展開に努めます。
- ・外部メディア等を通じた情報発信、人と人との「つながり」を活用した口コミによる情報発信など、情報発信の在り方について意識をした各事業を展開します。

●情報弱者への配慮の検討

- ・情報を得ることが難しい地域住民に対する情報提供の在り方について、当事者の声を確認する場を設けるなど、配慮についての検討を進めます。

●広報活動に関する研修の受講

- ・広報活動に関する本会職員のスキルアップを図るため、広報活動に関する研修の受講を推進します。

5 社協内連携による職員の専門性・知識の向上

本会には色々な知識・経験を積んだ職員が存在します。「ふくし」を推進していくためには、そうした職員の知識・経験や伝手（ツテ）などを活用して、課題解決力を高めるとともに、職員の孤立化による離職やモチベーションの低下を防止するため、社協内連携を一層進め、職員の専門性・知識の向上に努めます。

さらに、職員の育成として「キャリアプラン」(※12)、「メンター制度」(※13)導入なども検討し、地域福祉を推進する団体としての職員力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

●職員間の内部研修の実施

・職員一人ひとりが持つ知識・経験を他の職員に伝える場としての内部研修を実施することで、職員の専門性・知識の向上に努めます。

●情報共有・ケース検討を中心とした部門間連携会議（月1回）の立ち上げ【再掲】

・CSWや事業担当だけで課題解決を図ることが難しい相談については、担当職員が一人で抱え込まないように、所属職員が柔軟に参加できるような情報共有・ケース検討を中心とした部門間連携会議を立ち上げるなど、本会内部の連携の仕組みを整備します。

●階層別研修、専門資格取得促進等の検討

・社会福祉に関する研修、職場のチームワーク向上に関する研修、文書事務等に関する研修など、役職ごとに求められる能力を職員一人ひとりが獲得できるよう、階層別研修について検討・整備します。また、幹部職員の育成の一環、狭山市への職員の研修派遣を定期的に進めます。

・社会福祉や法人運営にあたっての専門資格を職員が積極的に取得できるよう、職場環境の整備を図るなどの対策を進めます。

●職員育成に関する方針の検討

・本会としての職員の人材育成に関する方針を定めることなどの検討を進めます。

(※12) キャリアプラン

職員一人ひとりが自ら描く将来の夢を実現するための具体的な行動計画のこと。仕事に対するモチベーションの向上などの効果が期待できると言われています。

(※13) メンター制度

所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員や職歴の近い先輩職員が新入職員や若手職員をサポートする、相談しやすい環境設定を行い、モチベーションの向上等を図る仕組みのこと。

基本方針（３） 働きやすい職場環境の整備

６ 業務の合理化・効率化

特定部署や繁忙期に業務が集中しがちで一部の職員に過度な負担増となるケースがあるほか、受託事業が増加し、職員の兼務も増えてきています。また、社会情勢の変化に合わせた本会独自事業も展開していく必要があることから、業務の見直しや合理化・効率化が必要です。

業務遂行方法の標準化や業務の電子化を図り、また、事業評価を行うことで既存事業の見直しを推進するなど、業務の合理化・効率化を図ります。

併せて、事務局の組織機構についても見直しを検討するなど、地域福祉を推進する団体としての運営体制の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

●事業評価の実施

- ・ 経営的視点から事業評価を実施し、独自事業・受託事業ともに既存事業の見直しを検討します。
- ・ 一部の職員に業務が集中しないよう、業務負担の在り方について見直しをし、業務遂行方法の標準化を図ります。

●業務の電子化・効率化

- ・ 保管及び保存文書の電子化について検討し、文書取扱い規程の見直しについても検討を進めます。
- ・ リモートワークやオンライン会議を含めたICT（※14）などの活用により、業務の効率化を図ります。

●事務局組織機構の見直しの検討

- ・ 社会福祉会館と狭山市駅東口事務所に別れている地域福祉担当の在り方について地域福祉推進部門と相談支援部門の担当制に見直しを検討するなど、地域福祉を推進する団体としての運営体制の強化や体制整備に努めます。
- ・ 指定管理者としての施設運営や介護保険事業・障害福祉サービス事業（以下「介護保険事業等」という。）について、本会が事業を実施する意義について再確認をし、事業の在り方を検討します。

（※14）ICT

情報通信技術（information and communications technology）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する言葉。ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションを生むことが期待されています。

7 一般事業主行動計画の推進

長時間の時間外勤務の抑制等を行い、ワーク・ライフ・バランスがとれるように一般事業主行動計画（※15）を職員に周知し、推進します。

また、子育てや介護で職員が離職しないよう、勤務体制の見直しなど職場環境の整備に努めます。

【主な取り組み】

- 時間外労働の抑制に関する取り組みの推進
 - ・一般事業主行動計画を職員に周知し、ノー残業デーの再確認、年休取得の推進や働き方改革に関する職員研修の企画など、ワーク・ライフ・バランスのとれる職場環境の整備に努めます。
 - ・ICTを活用した時間外労働の精査など、時間外労働を前提としない働き方について検討します。
- 育児や介護に関する休暇や短時間勤務等の周知
 - ・育児や介護に関する本会の規程等を職員に周知するとともに、休暇や短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備に努めます。
- 職員の健康と安全の確保に関する取り組みの推進
 - ・職員の心身の健康を維持するために、メンタルヘルスやハラスメント防止のための処置（通報窓口の設置や相談体制の整備等）について検討します。
 - ・職場の安全衛生教育（※16）などについての内部研修を検討・実施するなど、心身の健康の維持のための教育に努めます。
 - ・災害発生時の災害ボランティアセンターの運営やコロナ禍における特例貸付のように通常業務に支障が出る場合を想定し、職員の体制整備や職員支援（ストレスコントロール）などに継続的に努めます。

（※15）一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画のこと。

（※16）安全衛生教育

労働災害を防止するために、労働者の就業にあたって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施する教育のこと。労働安全衛生法に規定された事業主としての義務付けられた教育と自主的な教育とに別けられます。

基本方針（４） 経営基盤の強化

８ B C P（事業継続計画）の策定

近年、各地で大規模災害が発生しています。大規模災害が発生した場合、狭山市地域防災計画に基づき、狭山市と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げるとともに、本会の事業再開についても進めていくことが必要となります。

そのため、通常業務の実施が困難となるような大規模災害等が発生した際の事業継続のため B C P（事業継続計画）（※ 1 7）の策定を進めます。なお、発災時はライフラインの寸断や物流の停滞等の大きな制約のもと事業を展開する必要があります。

【具体的な取り組み】

● B C P（事業継続計画）の策定及び周知

- ・ 本会としての策定方針に基づき、各部署の現場担当者を中心としたプロジェクトチームを作り、計画原案の作成を進めます。なお、原案作成時は、情報収集、被害の想定、組織体制、業務再開の流れとそれに要する時間等を検討します。
- ・ 策定した B C P（事業継続計画）については、職員に周知するとともに、定期的に見直しを検討します。

● 職員参集訓練など緊急事態を想定した平常時の訓練の検討

- ・ 災害時に職場に職員が不在となることも想定し、様々な発災時を想定した職員参集訓練などの実施を検討します。

● 防災対策機材の整備

- ・ 災害時に最低限のライフラインを確保して事業再開が早期にできるよう、必要な機材を想定し、順次、機材整備を進めます。

（※ 1 7） B C P（事業継続計画）

Business Continuity Plan の略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

9 財源の確保

持続可能な組織を目指すため、本会の職員一人ひとりが法人全体と各担当事業の財務状況について把握し、財源の確保について意識することが必要です。

本会の財源については、補助金・受託金のほか、会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金といった浄財と、介護保険等の収益から成り立っています。そのために、補助金・受託金については、狭山市等へその必要性を理解していただくとともに、地域福祉推進の貴重な財源である会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金については、自治会等との連携を強化し、地域住民からの一層の理解が得られるように推進方法の検討が必要です。

併せて、新たな自主財源の開拓も検討をしていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

- 職員に対する財務状況についての意識付け
 - ・正規職員一人ひとりが本会の中核となる職員であるとの自覚を持ち、各担当事業の財源について意識して事業展開を推進します。
- 補助金・受託金に対する狭山市等への働きかけ
 - ・本会の存在や積極的な事業推進に対する必要性を狭山市等へ働きかけ、補助金や受託金の確保に努めます。
- 会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金等への理解の促進
 - ・会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金の必要性について自治会等との連携を強化し、その周知を図るとともに、幅広い募金方法について検討します。
 - ・地域住民の浄財である財源を使って助成している地域福祉活動団体等からの「ありがとうメッセージ」を地域住民に届ける方法について検討します。
- 新たな財源確保についての検討
 - ・クラウドファンディング（※18）型の事業の実施など、財源と事業とを紐づけた事業の展開について検討します。
 - ・有料広告の募集や遺贈寄付・相続財産寄付（※19）などについて検討します。

（※18）クラウドファンディング

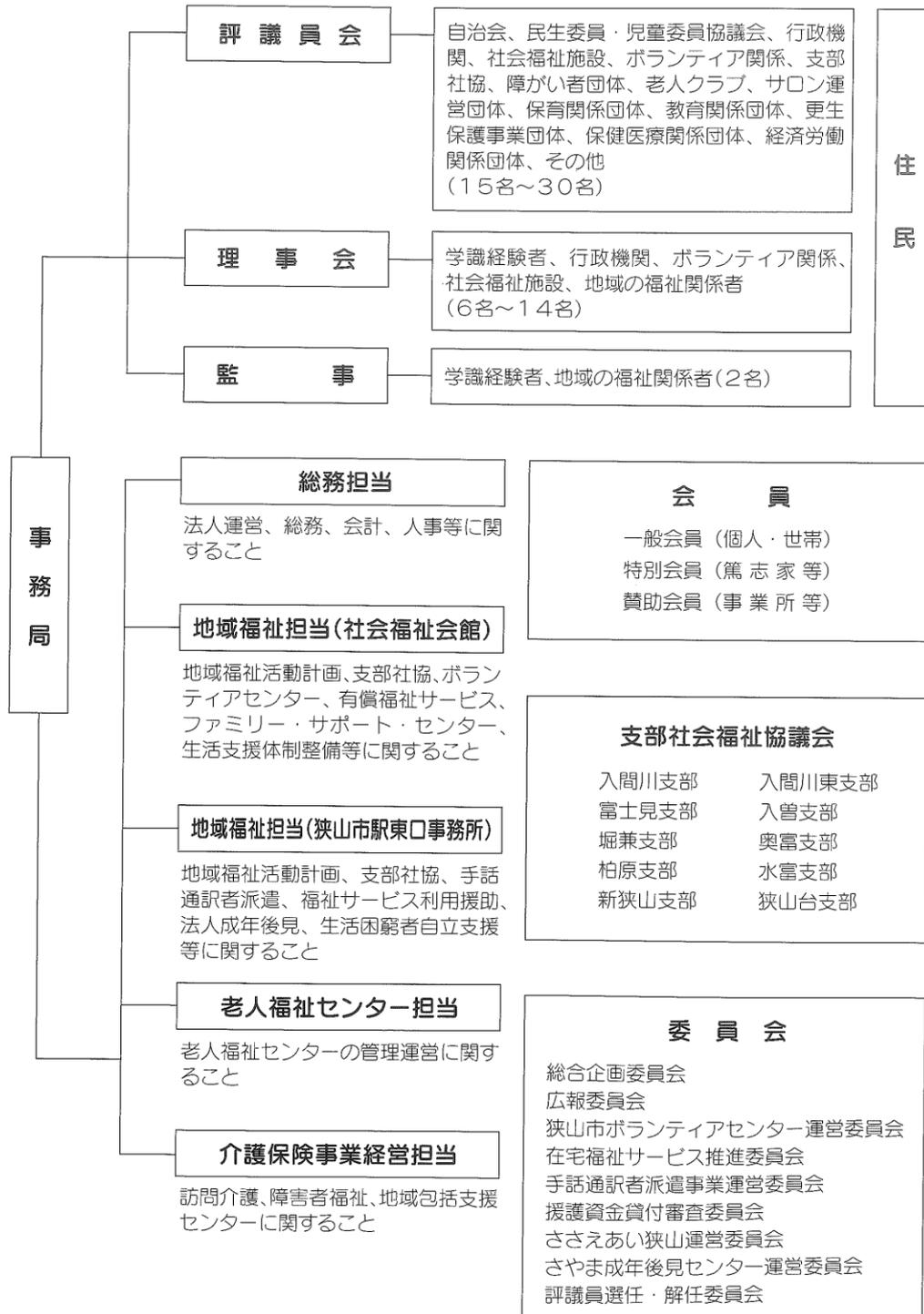
インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法のこと。

（※19）遺贈寄付・相続財産寄付

遺言に基づく寄付や相続人からの相続財産の寄付のこと。寄付者は、公益法人への寄付として相続税の控除が受けられます。

IV 資料

1 狭山市社会福祉協議会 組織図 (令和3年4月1日現在)



2 社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—

「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」

平成 23 年 5 月 18 日
全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは社会福祉協議会法定化 60 周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人々が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組みます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性を持って事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部門間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令順守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールにのっとり行動をします。
- 職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

第1期狭山市社会福祉協議会発展・強化計画

発行年月 令和4（2022）年3月
発行 社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会
〒350-1305
埼玉県狭山市入間川2丁目4番13号



狭山市社会福祉会館内

TEL 04-2954-0294（代表）

FAX 04-2954-4343

Eメール daiyou@sayama-shakyou.or.jp

ホームページ <http://www.sayama-shakyou.or.jp/>

Facebook <http://www.facebook.com/sayama.shakyo/>

YouTube 「狭山市社会福祉協議会」チャンネル